



広島県報

号 外
第 6 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

監査の結果..... 監査委員公表

監査委員公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。
平成十九年一月十六日

広島県監査委員
坪 田 高 同
川 辺 橋 同
禮 直 義 同
巳 史 則 章

監査の結果(平成18年12月18日決定分)

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関等へ出向き、提出された監査資料を基に、平成17年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関等に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関等

監査対象機関等は、次表のとおり、県の機関が12機関、財政的援助団体等が4団体です。

監査対象機関等一覧表

(1) 県の機関

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島地域事務所	平成18年10月18日	平成18年10月11日 ～13日	実地監査
2	尾三地域事務所	平成18年11月14日	平成18年11月7日 ～8日	
3	備北地域事務所	平成18年11月2日	平成18年10月24日 ～27日	
4	食肉衛生検査所	平成18年11月2日	平成18年10月24日 ～27日	
5	備北子ども家庭センター	平成18年11月2日	平成18年10月24日 ～27日	
6	神石三和病院	平成18年11月16日	平成18年11月16日	
7	広島観音高等学校	平成18年11月20日	平成18年11月20日	
8	福山葦陽高等学校	平成18年11月15日	平成18年11月15日	
9	庄原格致高等学校	平成18年11月16日	平成18年11月16日	
10	安芸府中高等学校	平成18年10月5日	平成18年10月5日	
11	高宮高等学校	平成18年10月6日	平成18年10月6日	
12	総合技術高等学校	平成18年10月5日	平成18年10月5日	

(2) 財政的援助団体等

番号	団体名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	財団法人 広島海員会館	平成18年11月15日	平成18年11月15日	実地監査
2	財団法人 広島県職員互助会	平成18年10月6日	平成18年10月6日	
3	財団法人 広島県警察職員互助会	平成18年11月20日	平成18年11月20日	
4	学校法人 八正学園	平成18年12月18日	平成18年11月1日	書面監査

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 広島地域事務所

(1) 機関の概要等

ア 機関の概要

- ・所在地、所管区域(平成18年4月1日現在)

局名等	所在地	所管区域
総務局 (総務局総務第二課)	広島市中区基町10-52 廿日市市桜尾本町11-1	広島市、大竹市、廿日市市、安芸郡(府中町、海田町、熊野町、坂町)
税務局	広島市中区基町10-23	広島市のうち中区、東区、南区、西区、安芸区、安芸郡(府中町、海田町、熊野町、坂町)
税務局廿日市支局	廿日市市桜尾二丁目2-68	広島市のうち佐伯区、大竹市、廿日市市
厚生環境局 広島地域保健所	廿日市市桜尾二丁目2-68	大竹市、廿日市市、安芸郡(府中町、海田町、熊野町、坂町)
厚生環境局海田分室 広島地域保健所海田分室	安芸郡海田町南昭和町14-19	安芸郡(府中町、海田町、熊野町、坂町)
農林局	広島市中区基町10-52	広島市、大竹市、廿日市市、安芸郡(府中町、海田町、熊野町、坂町)
建設局	広島市南区比治山本町16-12	【土木に関する事務】 広島市、安芸高田市、江田島市、安芸郡(府中町、海田町、熊野町、坂町) 【建築に関する事務】 広島市、安芸高田市、安芸郡(府中町、海田町、熊野町、坂町)、山県郡(安芸太田町、北広島町)
建設局廿日市支局	廿日市市桜尾本町11-1	【土木に関する事務】 大竹市、廿日市市 【建築に関する事務】 上記の区域

- ・管内の状況 面積 1,546.03km² 人口 1,417,571人(平成17年国勢調査)
- ・組織体制 5局、2支局、1分室、48課1班、1事業所、2事務所 575人
(平成18年4月1日現在)

局名等	課名等
総務局	総務課、企画調整課、総務第二課
税務局	特別滞納整理班、税務管理課、収納第一課、収納第二課、事業税課、事業税調査課、不動産税第一課、不動産税第二課、自動車税課、軽油管理課、軽油調査課、自動車取得税課
税務局廿日市支局	収納管理課、課税第一課、課税第二課
厚生環境局 広島地域保健所	厚生推進課、福祉課、保健課、生活衛生課、環境管理課、試験検査課
厚生環境局海田分室 広島地域保健所海田分室	厚生推進課、保健課、生活衛生課

農林局	農村振興課, 水産課, 家畜保健衛生課, 農村整備課, 林務第一課, 林務第二課
建設局	建設総務課, 建設業課, 用地第一課, 用地第二課, 管理課, 維持第一課, 維持第二課, 工務第一課, 工務第二課, 都市建設課, 建築課, 東部連続立体交差事業所, 魚切ダム管理事務所, 梶毛ダム建設事業所
建設局廿日市支局	管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 建築課

イ 監査実施における重点項目

- ・長期継続契約の状況
- ・公用車の管理状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

1 収入に関する事項

ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(税務局)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)
個人県民税	1,608,531,830円	1,719,671,538円
法人県民税	48,136,007円	50,439,246円
個人事業税	140,603,342円	178,949,413円
法人事業税	209,739,518円	197,395,071円
不動産取得税	211,158,560円	258,546,824円
特別地方消費税	5,585,913円	40,230,918円
自動車税	295,920,088円	310,572,134円
軽油引取税	20,223,147円	76,214,653円

(税務局廿日市支局)

個人県民税	173,757,503円	221,777,615円
法人県民税	13,664,231円	14,859,909円
個人事業税	81,851,150円	101,646,121円
法人事業税	24,793,084円	55,293,218円
不動産取得税	75,325,959円	154,818,473円
自動車税	147,963,196円	161,141,983円

(厚生環境局)

児童扶養手当に係る戻入金・返還金	17人	2,923,850円	20人	3,200,220円
生活保護費に係る戻入金・返還金	133人	45,755,051円	114人	35,329,858円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	151人	30,812,445円	106人	26,745,908円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	13人	131,005円	17人	179,077円
母子福祉資金に係る戻入金	1人	30,000円	1人	42,000円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	2人	400,800円	2人	255,200円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人	600円	1人	600円

特別障害者手当に係る戻入金・返還金	2人	281,320円	2人	291,320円
社会福祉措置費負担金	1人	162,000円	1人	162,000円
児童措置費負担金	1人	20,300円	1人	14,400円
保健指導費負担金	2人	29,943円	5人	128,133円

(農林局)

行政代執行弁償金	1人	57,377,856円		-
----------	----	-------------	--	---

(建設局)

工事契約解除に伴う違約金・延納利息	3人	996,439円	1人	408,599円
土地区画整理事業に伴う清算徴収金	2人	246,378円	2人	246,378円
道路使用料	3人	24,529円		-
河川使用料	65人	3,877,662円	43人	3,548,818円
砂防施設使用料	7人	8,828円		-

(建設局廿日市支局)

道路使用料	4人	128,040円	11人	173,236円
河川使用料	7人	111,333円	7人	100,040円
砂防施設使用料	1人	720円		-
住宅使用料	92人	20,008,824円	198人	22,847,146円
駐車場使用料	71人	2,402,274円	230人	3,244,421円

(注) 住宅使用料及び駐車場使用料の前回監査時の人数は延数である。

イ 県税の納付のため納税者から取立ての委託を受け受領した有価証券について、銀行に取立てを再委託した後に納税者からの申出により返還するに当たり、受託証書等整理簿の整理や受領書の徴取など「有価証券による納付又は納入の委託の取扱手続について(昭和30年12月5日総務部長通達)」に定められた手続を行っていないものがあった。適切な事務処理に努められたい。(税務局)

2 財産に関する事項

河川の使用において、不法占用になっているものがあった。適正な管理に努められたい。

- ・ 猿猴川，新安川に係るもの 30件 (建設局)
- ・ 御手洗川，小瀬川に係るもの 2件 (建設局廿日市支局)

【意見】

ア 公共工事のコスト縮減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組んでおり、このプログラムの重点目標として、平成16年度から平成18年度までの3か年で平成15年度に対し10%のコスト縮減、全体目標として平成16年度から平成20年度までの5か年で平成15年度に対し15%のコスト縮減を掲げているが、平成17年度の広島地域事務所全体ではコスト縮減率が6.2%と低く、中でも特に建設局廿日市支局にあっては2.3%と7地域事務所の8農林局(支局)・10建設局(支局)中で2番目に低い結果となっている。

これまでの取組を分析し、平成18年度の重点目標及び平成20年度の全体目標を達成できるよう、これまでに以上に公共工事のコスト縮減に努められたい。

また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や研修会の開催などの継続的な取組により、管理職職員を始めとする職員一人ひとりのコスト縮減

への意識改革及び向上を図ることが重要であることから、所をあげた取組を一層推進していただきたい。

なお、平成17年度の建設局において、設計金額5,000万円以上(港湾・漁港事業は1億円以上)の工事については、コスト縮減算定表を作成すべきところ作成されていないものがあったので、取組が確実に進むよう努められたい。(農林局、建設局、建設局廿日市支局)

イ 建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定については、建設工事指名業者等選定要綱(以下「選定要綱」という。)に基づき行っており、このうち地理的条件については、選定要綱第5条第5項、更に選定要綱第5条第5項の選定基準に係る留意事項により、「本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事実績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。また、県内業者については、積極的に指名すること。」とされている。

この地理的条件の運用に当たっては指名される業者の組合せが長年固定化される傾向となっている。

指名競争入札の実施に当たっては、競争性の発揮が重要であることから、近年の合併後の市町の状況に応じて、指名審査における地理的条件の運用を見直す必要がある。(農林局、建設局、建設局廿日市支局)

ウ 公用車について、平成16年度の監査の結果に基づき削減が図られたところであるが、平成18年4月から8月までの公用車の稼働率は50%程度と依然として低い状況にある。

このため、公用車の利用状況を個別に確認するとともに、引き続き、庁舎単位での集中管理の一層の推進と市町への事務移譲等による業務量や執行体制の変化を踏まえた更なる削減の検討を行う必要がある。(全局)

エ 職員駐車場の利用に当たり、建設局庁舎と廿日市分庁舎においては、職員駐車場許可基準が定められていない。また、廿日市分庁舎においては20台分職員駐車場の借上を行っている。

現在、県においては、「広島県地球温暖化防止地域計画」や「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」等を策定し、環境に配慮し、自家用車の利用の自粛や公共交通機関の利用を呼びかけている。このため、地域事務所においても率先して自家用車の利用の自粛に取り組む必要があり、自家用車通勤については、真に必要なものに留めるべきである。

職員駐車場の利用に当たっては、職員駐車場許可基準を策定し、真に自家用車での通勤の必要性が認められる職員のみ限定するよう努めていただきたい。(総務局)

オ 広島地域事務所においては、建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室の本局への統合により管内が広域化しているが、本年9月の台風13号に対する対応において、災害現場へ行くのに時間を要することや職員の交替が難しいなど様々な課題が生じている。

今後、これらの課題を整理し、危機管理体制の確保に一層努める必要がある。(全局)

カ 県営住宅の退去滞納者に対する滞納整理の事務処理において、次のとおり「県営住宅の退去者に係る家賃滞納整理事務処理要領」(平成17年4月1日土木建築部建築総室住宅管理室策定)に定められた事務処理が行われていないものがあった。退去滞納者の家賃の滞納整理について、要領に定められた事務処理を確実に履行する必要がある。(建設局廿日市支局)

- ・新たに退去滞納者が生じた場合に送付することとされている督促状(滞納各月ごとに作成した納入通知書を添付)の発送が著しく遅延しているもの
- ・退去滞納者に係る滞納調書を作成していないもの
- ・退去滞納者の所在が不明な場合に行うこととされている住所(居所)の調査を行っていないもの

キ 一般国道488号東山バイパス事業(廿日市市吉和東山地区内)については、全体延長8.2km、全体事業費85億円余の計画で、平成元年に事業着手し、平成17年度までに63億円余を執行し、執行率は約74%となっている。

また、平成17年度からは、旧湯来町管内4.5km区間は旧湯来町と広島市が合併したことにより広島市が担当し、県は、廿日市管内3.7km区間を担当することとなっており、これまで、平成16年度に完成した雲出トンネルを含む一部区間約1kmについては、既に供用開始されている。

現在、県は廿日市支局管内3.7kmのうち約3km区間の一部供用を図るため、暫定施工済の区間約2km及び未着工区間約1kmの整備を進めているが、平成16年度以降は厳しい予算事情などから年間約5,000万円の工事執行となっており、この進捗状況では当該一部供用開始まであと約20年を要する見込みである。

また、バイパス全体の完成の時期については、当初平成21年度とされていたが、未着工部分約3.2kmを抱える広島市側の工事の進捗が不確定という要素もあり、見通しが立たない状況である。

昨今の県の財政が危機的な状況の中、より投資予算の選択と集中が必要とされているところであり、当該一般国道488号東山バイパス事業については、事業効果を踏まえた事業の継続の是非などについて、早急に検討する必要がある。(建設局廿日市支局)

(3) 付記

ア 本県の危機的な財政状況など、県行政を取り巻く様々な状況変化の中で、既存の制度や組織体制に捉われることなく、全ての業務を原点から見直すため事務事業の総点検に取り組んでいる。

広島地域事務所においても、職員一人ひとりが、この事務事業の見直しを自らの課題として認識するとともに、県民に身近な地域事務所の視点でこの見直しに取り組み、職員一丸となって簡素で効率的な行財政運営の推進に努力していただきたい。(全局)

イ 市町に対する事務・権限の移譲については、平成16年11月に策定された「分権改革推進計画」に基づき、計画で定めた事務・権限を平成17年度から5年の計画期間内に順次、市町の規模にかかわらず移譲することとなっている。

事務・権限の移譲に当たっては、住民サービスの低下を招かないよう、移譲する事務・権限について県と市町の間で十分な協議、調整を行い円滑な移譲を推進していただきたい。(税務局を除く全局)

ウ 県税の収入率は、ほとんどの税目で前年度を上回っているが、収入未済額は依然として多額であることから、今後ともその縮減に努めていただきたい。

特に、収入率が80%台となっている個人事業税については、重点税目に指定し収入率の改善に取り組んでいるが、早期に滞納整理に着手するなど、効果的な徴収に取り組んでいただきたい。

また、収入未済額の大半を占める個人県民税については、本庁において、平成18年4月に「広島県地方税徴収対策推進協議会」を設立するなど、収入未済の縮減に向け積極的に取り組んでいるところであるが、平成19年度から三位一体改革による市町への税源移譲が実施されることなどを踏まえ、地域事務所においても、引き続き市町に対して徴収や滞納整理に関する助言・援助を行っていただきたい。(税務局)

エ 母子福祉資金について、徴収の努力はされているものの、未済額は依然として多額であることから、借主、連帯借主への対応はもとより、連帯保証人についても、面接による保証の意思の確認や連帯保証債務の履行請求等について、引き続き、マニュアルどおり実施するよう徹底していただきたい。

また、法的措置による債権の回収を適切に行うために、「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドライン」(平成17年7月福祉保健部福祉総室家庭支援室策定)に基づいて、本庁との緊密な連携のもと、法的措置を講じるなど債権回収の実効をあげていただきたい。

さらに、生活保護費に係る収入未済額も増加していることから、市町との連携を積極的に行うなどにより、

その縮減に努めていただきたい。(厚生環境局)

オ 児童扶養手当や道路使用料、河川使用料などの債権管理について、県税に関する債権管理のノウハウが活用できるものとする。広島地域事務所では、滞納対策会議や滞納整理研修会等を実施しているが、その実効性を高め、さらに効率的、効果的な債権管理に努めていただきたい。(全局)

カ 県庁構内にある広島地域事務所税務庁舎の駐車場については、地域事務所管理業務委託の契約事務を行っているが、同じ構内の他の外来者駐車場等は、本庁の総務室が契約事務を行っている。

本庁の契約に統合した場合の経済性の効果、事務の効率性について本庁と連携して検証した上で、本庁での契約に統合させるなど、見直しを進めていただきたい。(総務局)

2 尾三地域事務所

(1) 機関の概要等

ア 機関の概要

- ・所在地、所管区域(平成18年4月1日現在)

局名等	所在地	所管区域
総務局	尾道市古浜町26-12	三原市、尾道市、世羅町
(総務局総務第二課)	三原市円一町二丁目4-1	
税務局	尾道市古浜町26-12	
厚生環境局 尾三地域保健所	三原市円一町二丁目4-1	
農林局	尾道市古浜町26-12	
建設局	三原市円一町二丁目4-1	

- ・管内の状況 面積 1,034.16km² 人口 273,287人(平成17年国勢調査)
- ・組織体制 5局、26課、3事業所、1事務所 336人(平成18年4月1日現在)

局名等	課名等
総務局	総務課、企画調整課、総務第二課
税務局	収納管理課、課税第一課、課税第二課
厚生環境局 尾三地域保健所	厚生推進課、福祉課、保健課、生活衛生課、環境管理課
農林局	農村振興課、水産課、家畜保健衛生課、農村整備第一課、農村整備第二課、林務課、広島中部台地総合開発事業所、重井・三河農業水利改良事業所
建設局	管理課、用地第一課、用地第二課、維持課、工務第一課、工務第二課、都市建設課、港湾建設課、建築課、野間川ダム建設事業所、山田川ダム管理事務所

イ 監査実施における重点項目

- ・長期継続契約の状況
- ・公用車の管理状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

1 収入に関する事項

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(総務局)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)
違約金及び延納利息	1人 81,385円	1人 81,385円

(税務局)

個人県民税	246,047,120円	255,234,976円
法人県民税	8,464,998円	7,500,250円
個人事業税	36,763,545円	33,222,774円
法人事業税	18,973,560円	12,946,946円
不動産取得税	53,093,465円	50,191,248円
自動車税	70,934,192円	75,923,721円

(厚生環境局)

児童扶養手当に係る戻入金・返還金	13人 4,291,060円	13人 4,099,510円
生活保護費に係る戻入金・返還金	19人 3,162,409円	6人 446,505円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	155人 34,139,974円	129人 30,554,393円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	40人 1,308,590円	43人 1,504,034円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 85,000円	1人 85,000円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人 3,655,662円	6人 3,135,472円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 60,047円	1人 60,047円
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	3人 1,716,887円	3人 1,716,887円

(建設局)

道路使用料	1人 2,100円	1人 6,600円
河川使用料	9人 35,822円	8人 20,990円
公有水面使用料	5人 4,013,780円	6人 3,905,765円
雑収（公有水面使用料相当額）	1人 438,709円	1人 888,709円
海岸使用料	1人 1,625円	2人 7,945円
住宅使用料	48人 12,606,050円	47人 12,718,249円
駐車場使用料	14人 203,190円	-
道路事業に係る行政代執行弁償金	1人 164,215円	1人 165,000円
行政代執行費用に係る延滞金	1人 707,600円	-

2 財産に関する事項

河川、道路、港湾、公有水面の使用において、不法占用になっているものがあつた。適正な管理に努められたい。(建設局)

- ・ 和久原川に係るもの 3件
- ・ 御調川（国道486号）に係るもの 1件

- ・ 尾道系崎港水域に係るもの 12件
- ・ 公有水面に係るもの 2件

【意見】

ア 公共工事のコスト縮減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組んでおり、このプログラムの重点目標として、平成16年度から平成18年度までの3か年で平成15年度に対し10%のコスト縮減、全体目標として平成16年度から平成20年度までの5か年で平成15年度に対し15%のコスト縮減を掲げているが、平成17年度の農林局ではコスト縮減率が3.3%、建設局では3.7%で尾三地域事務所全体では3.6%と7地域事務所でも最低の結果となっている。

これまでの取組を分析し、平成18年度の重点目標及び平成20年度の全体目標を達成できるよう、これまで以上に公共工事のコスト縮減に努められたい。

また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や研修会の開催などの継続的な取組により、管理職職員を始めとする職員一人ひとりのコスト縮減への意識改革及び向上を図ることが重要であることから、所をあげた取組を一層推進していただきたい。

なお、平成17年度の建設局において、設計金額5,000万円以上(港湾・漁港事業は1億円以上)の工事については、コスト縮減算定表を作成すべきところ作成されていないものがあつたので、取組が確実に実行されるよう努められたい。(農林局、建設局)

イ 建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定については、建設工事指名業者等選定要綱(以下「選定要綱」という。)に基づき行っており、このうち地理的条件については、選定要綱第5条第5項、更に選定要綱第5条第5項の選定基準に係る留意事項により、「本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事実績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。また、県内業者については、積極的に指名すること。」とされている。

この地理的条件の運用に当たっては指名される業者の組合せが長年固定化される傾向となっている。

指名競争入札の実施に当たっては、競争性の発揮が重要であることから、近年の合併後の市町の状況に応じて、指名審査における地理的条件の運用を見直す必要がある。(農林局・建設局)

ウ 公用車について、平成16年度の監査の結果に基づき削減が図られたところであるが、平成18年4月から8月までの公用車の稼働率は50%程度と依然として低い状況にある。

このため、公用車の利用状況を個別に確認するとともに、引き続き、庁舎単位での集中管理の一層の推進と市町への事務移譲等による業務量や執行体制の変化を踏まえた更なる削減の検討を行う必要がある。(全局)

エ 職員駐車場の利用に当たり、尾道庁舎においては職員駐車場許可基準が定められていない。

また、三原分庁舎においては、職員駐車場管理要領が定められているが、今の基準では、職員駐車場利用を必要最低限のものに限定するという基準にはなっておらず、74分職員駐車場の借上を行っている。

現在、県においては、「広島県地球温暖化防止地域計画」や「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」等を策定し、環境に配慮し、自家用車の利用の自粛や公共交通機関の利用を呼びかけている。このため、地域事務所においても率先して自家用車の利用の自粛に取り組む必要があり、自家用車通勤については、真に必要なものに留めるべきである。

職員駐車場の利用に当たっては、尾道庁舎においては、まず、職員駐車場許可基準を策定し、尾道庁舎、三原分庁舎とも真に自家用車での通勤の必要性が認められる職員のみ限定するよう努めていただきたい。(総務局)

(3) 付 記

ア 本県の危機的な財政状況など、県行政を取り巻く様々な状況変化の中で、既存の制度や組織体制に捉われることなく、全ての業務を原点から見直すため事務事業の総点検に取り組んでいる。

尾三地域事務所においても、職員一人ひとりが、この事務事業の見直しを自らの課題として認識するとともに、県民に身近な地域事務所の視点でこの見直しに取り組み、職員一丸となって簡素で効率的な行財政運営の推進に努力していただきたい。(全局)

イ 市町に対する事務・権限の移譲については、平成16年11月に策定された「分権改革推進計画」に基づき、計画で定めた事務・権限を平成17年度から5年の計画期間内に順次、市町の規模にかかわらず移譲することとなっている。

事務・権限の移譲に当たっては、住民サービスの低下を招かないよう、移譲する事務・権限について県と市町の間で十分な協議、調整を行い円滑な移譲を推進していただきたい。(税務局を除く全局)

ウ 県税の収入率は、ほとんどの税目で前年度を上回っているが、収入未済額は依然として多額であることから、今後ともその縮減に努めていただきたい。

特に、収入率が80%台となっている個人事業税については、重点税目に指定し収入率の改善に取り組んでいるが、早期に滞納整理に着手するなど、効果的な徴収に取り組んでいただきたい。

また、収入未済額の大半を占める個人県民税については、本庁において、平成18年4月に「広島県地方税徴収対策推進協議会」を設立するなど、収入未済の縮減に向け積極的に取り組んでいるところであるが、平成19年度から三位一体改革による市町への税源移譲が実施されることなどを踏まえ、地域事務所においても、引き続き市町に対して徴収や滞納整理に関する助言・援助を行っていただきたい。(税務局)

エ 母子福祉資金について、徴収の努力はされているものの、未済額は依然として多額であることから、借主、連帯借主への対応はもとより、連帯保証人についても、面接による保証の意思の確認や連帯保証債務の履行請求等について、引き続き、マニュアルどおり実施するよう徹底していただきたい。

また、法的措置による債権の回収を適切に行うために、「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドライン」(平成17年7月福祉保健部福祉総室家庭支援室策定)に基づいて、本庁との緊密な連携のもと、法的措置を講じるなど債権回収の実効をあげていただきたい。

さらに、生活保護費に係る収入未済額も増加していることから、市町との連携を積極的に行うなどにより、その縮減に努めていただきたい。(厚生環境局)

オ 児童扶養手当や道路使用料、河川使用料などの債権管理について、県税に関する債権管理のノウハウが活用できるものとする。地域事務所内で緊密な連携をもって、意見交換会や研修会等を実施することにより、効率的、効果的な債権管理に努めていただきたい。(全局)

3 備北地域事務所

(1) 機関の概要等

ア 機関の概要

- ・所在地, 所管区域 (平成18年4月1日現在)

局名等	所在地	所管区域
総務局	三次市十日市東四丁目6-1	三次市, 庄原市
(総務局総務第二課)	庄原市東本町一丁目4-1	
税務局	三次市十日市東四丁目6-1	
厚生環境局 備北地域保健所	三次市十日市東四丁目6-1	
農林局	三次市十日市東四丁目6-1	三次市
農林局庄原支局	庄原市東本町一丁目4-1	庄原市
建設局	三次市十日市東四丁目6-1	【土木に関する事務】 三次市 【建築に関する事務】 三次市, 庄原市
建設局庄原支局	庄原市東本町一丁目4-1	【土木に関する事務】 庄原市

- ・管内の状況 面積2,024.79km² 人口102,463人 (平成17年国勢調査)
- ・組織体制 5局, 2支局, 34課, 2所 371人 (平成18年4月1日現在)

局名等	課名等
総務局	総務課, 経理課, 企画調整課, 総務第二課
税務局	収納管理課, 課税課
厚生環境局 備北地域保健所	厚生推進課, 福祉課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課, 試験検査課
農林局	農村振興課, 家畜保健衛生課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務課
農林局庄原支局	農村振興課, 家畜保健衛生課・家畜保健衛生所, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課
建設局	管理課, 用地課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 建築課
建設局庄原支局	管理課, 用地課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 庄原ダム建設事業所

イ 監査実施における重点項目

- ・長期継続契約の状況
- ・公用車の管理状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

1 収入に関する事項

ア 次の歳入において, 長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(税務局)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年11月)
個人県民税	86,531,873円	88,201,939円
法人県民税	2,184,387円	2,215,378円
個人事業税	9,978,342円	10,738,951円
法人事業税	3,272,000円	4,889,967円
不動産取得税	39,555,784円	25,503,200円
自動車税	61,372,429円	62,646,624円

(厚生環境局)

精神保健費負担金	1人 3,000円	1人 25,000円
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	8人 3,205,520円	10人 3,616,600円
生活保護費に係る戻入金及び返還金	2人 536,000円	3人 761,282円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	41人 17,642,393円	31人 19,132,148円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	23人 2,318,547円	25人 2,148,047円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	5人 1,142,775円	5人 1,310,619円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	3人 290,100円	3人 264,300円
特別障害者手当に係る戻入金及び返還金	1人 79,760円	-

(農林局庄原支局)

工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円	1人 154,501円
委託契約に係る違約金	1人 178,500円	-

(建設局)

道路使用料	6人 84,447円	6人 77,847円
河川使用料	4人 38,250円	4人 31,860円
住宅使用料	16人 1,858,261円	14人 2,446,941円
駐車場使用料	7人 103,980円	-

イ 児童扶養手当返還金及び生活保護費返還金の徴収において、分任出納員は、現金を領収したときは、広島県会計規則第45条に基づき、領収証書を納入者に交付すべきところ、預り証を交付し、領収した現金を指定金融機関へ払い込み後、別途、領収証書を納入者へ郵送していた。

また、郵送されてきた現金を領収した場合、その受払いについて現金出納簿に記載する必要があるが、記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。(厚生環境局)

2 支出に関する事項

業務委託において、予定価格の参考となる設計積算を行わず、また、契約担当職員が予定価格を定めることなく、業者による見積額が予算令達額の範囲内であるとして随意契約しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。(厚生環境局)

・試験検査機器定期点検業務

3 工事及び補償に関する事項

ア 次の事業における土地売買契約書中の取得土地の面積表示について、小数点第3位を切り捨て、小数点第2位で記載すべきところ、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの記載となっていた。適正な

事務処理に努められたい。

なお、土地売買契約書における契約金額の計算については、適正に処理されていた。(農林局庄原支局)

事業名：平成17年度 中山間地域総合整備事業 白砂線(比婆西部地区)
記載誤りのあった土地売買契約件数：11件

イ 工事における設計金額積算のための設計単価については、実施設計単価表、物価資料又は業者見積り等をもとに決定することとなっている。

業者見積りをもとに設計単価を決定する場合は、原則として3者以上から見積書を徴取し、実施設計単価表等の類似品単価等を参考として査定し、最低価格を採用することとなっているが、次の工事の設計積算に当たって、工事内容からみて、実施設計単価表による設計単価の使用や複数の業者からの見積り徴取が可能であるにもかかわらず、技術管理費などを除く、ほぼすべての設計単価について、1者のみの業者見積りをもとに決定していた。適正な事務処理に努められたい。(農林局庄原支局)

・公園施設整備事業 県民の森高圧受電設備埋設工事 .16

【意見】

ア 公共工事のコスト縮減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組んでおり、このプログラムの重点目標として、平成16年度から平成18年度までの3か年で平成15年度に対し10%のコスト縮減、全体目標として平成16年度から平成20年度までの5か年で平成15年度に対し15%のコスト縮減を掲げているが、平成17年度の備北地域事務所全体ではコスト縮減率が5.0%と低く、中でも特に農林局庄原支局にあっては1.0%と7地域事務所の8農林局(支局)・10建設局(支局)中で最も低く、建設局においても2.9%と低い結果となっている。

これまでの取組を分析し、平成18年度の重点目標及び平成20年度の全体目標を達成できるよう、これまで以上に公共工事のコスト縮減に努められたい。

また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や研修会の開催などの継続的な取組により、管理職員を始めたとする職員一人ひとりのコスト縮減への意識改革及び向上を図ることが重要であることから、所をあげた取組を一層推進していただきたい。(農林局、農林局庄原支局、建設局、建設局庄原支局)

イ 建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定については、建設工事指名業者等選定要綱(以下「選定要綱」という。)に基づき行っており、このうち地理的条件については、選定要綱第5条第5項、更に選定要綱第5条第5項の選定基準に係る留意事項により、「本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事実績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。また、県内業者については、積極的に指名すること。」とされている。

この地理的条件の運用に当たっては指名される業者の組合せが長年固定化される傾向となっている。

指名競争入札の実施に当たっては、競争性の発揮が重要であることから、近年の合併後の市町の状況に応じて、指名審査における地理的条件の運用を見直す必要がある。(農林局、農林局庄原支局、建設局、建設局庄原支局)

ウ 公用車について、平成16年度の監査の結果に基づき削減が図られたところであるが、平成18年4月から8月までの公用車の稼働率は50%程度と依然として低い状況にある。

このため、公用車の利用状況を個別に確認するとともに、引き続き、庁舎単位での集中管理の一層の推進と市町への事務移譲等による業務量や執行体制の変化を踏まえた更なる削減の検討を行う必要がある。(全局)

エ 職員駐車場の利用に当たり、三次庁舎では庁舎駐車場管理規程、庄原分庁舎では職員駐車場利用規程が定められているが、今の基準では、職員駐車場を必要最低限のものに限定するという基準にはなっていない。

また、三次庁舎においては、211台分職員駐車場の借上を行っている。

現在、県においては、「広島県地球温暖化防止地域計画」や「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」等を策定し、環境に配慮し、自家用車の利用の自粛や公共交通機関の利用を呼びかけている。このため、地域事務所においても率先して自家用車の利用の自粛に取り組む必要があり、自家用車通勤については、真に必要なものに留めるべきである。

職員駐車場の利用に当たっては、真に自家用車で通勤の必要性が認められる職員のみに限定するよう努めていただきたい。(総務局)

オ 公園施設整備事業の県民の森高圧受電設備埋設工事及び県営広域営農団地農道整備事業の東城2期地区竹森トンネル電気設備工事について、工事内容から規格品等による対応が可能で、特殊な工事ではないと判断し、電気の技術職員が配置されていないことから、農林の技術職員により執行していた。

特殊な工事でない場合であっても、事業規模等を勘案し、設計・積算、監督、検査、成績評定などの各執行段階において、電気の技術職員に依頼、相談することにより、工事の適正かつ効率的な管理及びコスト削減を図る必要がある。(農林局庄原支局)

(3) 付記

ア 本県の危機的な財政状況など、県行政を取り巻く様々な状況変化の中で、既存の制度や組織体制に捉われることなく、全ての業務を原点から見直すため事務事業の総点検に取り組んでいる。

備北地域事務所においても、職員一人ひとりが、この事務事業の見直しを自らの課題として認識するとともに、県民に身近な地域事務所の視点でこの見直しに取り組み、職員一丸となって簡素で効率的な行財政運営の推進に努力していただきたい。(全局)

イ 市町に対する事務・権限の移譲については、平成16年11月に策定された「分権改革推進計画」に基づき、計画で定めた事務・権限を平成17年度から5年の計画期間内に順次、市町の規模にかかわらず移譲することとなっている。

備北地域事務所管内の三次市は、他の市町に先行して平成17年度から多くの事務・権限が移譲されているが、今後の事務・権限移譲の円滑な推進に資するため、移譲に係る成功事例や課題を本庁に対し情報提供していただきたい。

また、今後も住民サービスの低下を招かないよう、移譲する事務・権限について県と市町の間で十分な協議、調整を行い円滑な移譲を推進していただきたい。(税務局を除く全局)

ウ 県税の収入率は、ほとんどの税目で前年度を下回っており、収入未済額は依然として多額であることから、その縮減に努めていただきたい。

特に、収入率が80%台となっている個人事業税については、重点税目に指定し収入率の改善に取り組んでいるが、早期に滞納整理に着手するなど、効果的な徴収に取り組んでいただきたい。

また、収入未済額の大半を占める個人県民税については、本庁において、平成18年4月に「広島県地方税徴収対策推進協議会」を設立するなど、収入未済の縮減に向け積極的に取り組んでいるところであるが、平成19年度から三位一体改革による市町への税源移譲が実施されることなどを踏まえ、地域事務所においても、引き続き市町に対して徴収や滞納整理に関する助言・援助を行っていただきたい。(税務局)

エ 母子福祉資金について、徴収の努力はされているものの、未済額は依然として多額であることから、借主、連帯借主への対応はもとより、連帯保証人についても、面接による保証の意思の確認や連帯保証債務の履行請求等について、引き続き、マニュアルどおり実施するよう徹底していただきたい。

また、法的措置による債権の回収を適切に行うために、「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドライン」(平成17年7月福祉保健部福祉総室家庭支援室策定)に基づいて、本庁との緊密な連携のもと、法的措置を講じるなど債権回収の実効をあげていただきたい。(厚生環境局)

オ 児童扶養手当や道路使用料、河川使用料などの債権管理について、県税に関する債権管理のノウハウが活用できるものとする。地域事務所内で緊密な連携をもって、意見交換会や研修会等を実施することにより、効率的、効果的な債権管理に努めていただきたい。(全局)

4 食肉衛生検査所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 獣畜のと殺又は解体に伴う検査、と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督、食鳥検査、食鳥処理業者の指導及び監督
- ・ 所在地 三次市粟屋町1911-1
- ・ 職員数 10人(平成18年4月1日現在の常勤職員数)
- ・ 主な事業実績(平成17年度)

(ア) と畜検査頭数 (単位:頭)

牛	馬	豚	めん山羊	計
1,520	-	19,371	-	20,891

(注) と畜場外と殺を除く。

(イ) 食鳥検査羽数 (単位:羽)

ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	計
3,431,391	-	-	-	3,431,391

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 備北こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 子ども、知的障害のある人、女性に関する相談業務
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目6-1
- ・ 組織体制 2課(相談援助課、判定指導課)
- ・ 職員数 9人(平成18年4月1日現在の常勤職員数)
- ・ 主な事業実績(平成17年度)

(ア) 相談種別受付件数 (単位:件)

養護	心身障害	非行	健全育成	その他	計
148	321	17	75	5	566

保健相談を含む。

(イ) 児童虐待対応件数

(単位：件)

身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
36	57	1	7	101

ネグレクトとは、遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校へ行かせないなど）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成16年11月)	
児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	2人	1,402,700円	1人	831,300円
児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）	10人	2,011,000円	8人	2,402,000円

6 神石三和病院

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・ 所在地 神石郡神石高原町小畠1763 - 2
- ・ 職員数 83人（平成18年4月1日現在の常勤職員の合計）
- ・ 診療科 5科（内科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科）
- ・ 病床数 95床（平成18年4月1日現在）
- ・ 患者数等の状況（平成17年度）

入 院			外 来	
延患者数	1日平均患者数	病床利用率	延患者数	1日平均患者数
30,927人	84.7人	89.2%	39,984人	163.9人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の収益において、長期未収金（過年度分）があつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未収益金（過年度分） [監査日現在確認分]		参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	
医業収益（診療収入）	16人	1,628,370円	9人	752,830円

7 広島観音高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 広島市西区南観音町4 - 10
- ・ 教職員数 全日制：75人（19人） 定時制：12人（14人）
[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は、非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	総合学科				普通科				
	1	2	3	計	1	2	3	4	計
学科・学年等									
総定員(人)	280	320	320	920	40	40	40	40	160
生徒数(人)	283	317	317	917	49	44	33	29	155
充足率(%)	101.1	99.1	99.1	99.7	122.5	110.0	82.5	72.5	96.9
進 学 就 職	大学・短大	209人(67.2%)			3人(15.0%)				
	専修・各種	60人(19.3%)			2人(10.0%)				
	就 職	8人(2.6%)			1人(5.0%)				
	そ の 他	34人(10.9%)			14人(70.0%)				
退学者(人)	5(1)				9(9)				
休学者(人)	8				16				

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)
高等学校使用料(全日制授業料)	1人 26,100円	4人 116,100円
高等学校使用料(定時制授業料)	1人 46,000円	4人 57,160円

8 福山章陽高等学校

(1) 機関の概要

・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

・所在地 福山市久松台三丁目1-1

・教職員数 全日制：66人(17人) 定時制：12人(13人)

[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は、非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
	1	2	3	計	1	2	3	4	計
学科・学年等									
総定員(人)	320	320	320	960	40	40	40	40	160
生徒数(人)	325	315	286	926	45	22	19	19	105
充足率(%)	101.6	98.4	89.4	96.5	112.5	55.0	47.5	47.5	65.6
進 学 就 職	大学・短大	128人(42.4%)			0人(0.0%)				
	専修・各種	105人(34.8%)			3人(17.6%)				
	就 職	46人(15.2%)			8人(47.1%)				
	そ の 他	23人(7.6%)			6人(35.3%)				
退学者(人)	15(2)				15(3)				
休学者(人)	4				2				

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	
高等学校使用料（全日制授業料）	1人	55,800円	3人	112,200円

イ 高等学校使用料（授業料）の減免決定において、全額減免の要件に該当しないにもかかわらず、全額減免しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

・ 1人 減免額 115,200円 (9,600円×12ヶ月)

9 庄原格致高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 本校：庄原市三日市町515、高野山分校：庄原市高野町新市1314 - 1
- ・ 教職員数 本校：36人（5人）、高野山分校10人（6人）
[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は、非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。]
- ・ 生徒の状況

課 程	本 校				高野山分校			
	全日制				全日制			
	普通科				普通科			
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員(人)	120	160	160	440	40	40	40	120
生徒数(人)	120	126	143	389	4	9	12	25
充足率(%)	100.0	78.8	89.4	88.4	10.0	22.5	30.0	20.8
進 学 就 職	大学・短大	96人(68.1%)			2人(18.2%)			
	専修・各種	42人(29.8%)			5人(45.4%)			
	就 職	2人(1.4%)			4人(36.4%)			
	そ の 他	1人(0.7%)			0人(0.0%)			
退学者(人)	5(1)				1(0)			
休学者(人)	1				0			

- (注) ・ 「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・ 「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・ 「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意 見】

浄化槽維持管理委託契約について、他に受託できる業者がないことから1者との随意契約により長期継続契約を締結しているが、1年当たりの委託料は前年度と同額で、県にとって有利な契約となっていない。

長期継続契約は、長期の契約による割引、相手方の技術蓄積による業務の効率化、サービスの質の向上等の経済的、質的に有利な契約の実現を期待するものであるから、長期継続契約の締結に当たっては、県にとって有利な契約となるか検討する必要がある。

10 安芸府中高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡府中町山田五丁目1-1
- ・教職員数 53人(18人)

[平成18年5月1日現在で本務者数, ()内は, 非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程	全 日 制											
	普通科				国際科				計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員(人)	160	160	200	520	80	80	120	280	240	240	280	800
生徒数(人)	156	156	153	465	61	71	79	211	217	227	232	676
充足率(%)	97.5	97.5	76.5	89.4	76.3	88.8	65.8	75.4	90.4	94.6	82.9	84.5
進 学 就 職	大学・短大	92 人 (62.2%)			47 人 (51.1%)			139 人 (57.9%)				
	専修・各種	45 人 (30.4%)			32 人 (34.8%)			77 人 (32.1%)				
	就 職	11 人 (7.4%)			4 人 (4.3%)			15 人 (6.3%)				
	そ の 他	0 人 (0.0%)			9 人 (9.8%)			9 人 (3.7%)				
退学者 (人)	4 (3)			3 (0)			7 (3)					
休学者 (人)	3			1			4					

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は, 平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

学校諸費会計等の取扱事務において, 次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 会計担当者, 点検者及び監査実施者が定められていないもの
- ・ 毎年1回以上行うこととされている監査が実施されていないもの
- ・ 毎月実施することとされている収支状況の点検が実施されていないもの

11 高宮高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸高田市高宮町佐々部165-4
- ・教職員数 15人(13人)

[平成18年5月1日現在で本務者数, ()内は, 非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		40	40	40	120
生徒数(人)		10	16	24	50
充足率(%)		25.0	40.0	60.0	41.7
進 学 就 職	大学・短大	0 人 (0.0%)			
	専修・各種	3 人 (30.0%)			
	就 職	5 人 (50.0%)			
	そ の 他	2 人 (20.0%)			
退学者(人)		2 (1)			
休学者(人)		2			

- (注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 会計担当者及び点検者の定められていないもの
- ・ 会計担当者の異動があつた場合に行うこととされている事務引継が行われていないもの

12 総合技術高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 三原市本郷町本郷1443 - 3
- ・ 教職員数 62人(9人)
[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は、非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]
- ・ 沿革 平成16年12月1日 広島県立総合技術高等学校設置
平成17年4月1日 広島県立総合技術高等学校開校

{	尾道工業高等学校(機械科, 電気科, 電子工業科, 設備工業科, 生物化学科)
{	河内高等学校(商業科, 食物調理科, 生活文化科)
{	賀茂高等学校(生活科学科)

の科を再編し、新たに総合技術高等学校が設置された。
- ・ 設置場所 本郷工業高等学校校地(本郷工業高等学校は平成16年度卒業生を最後に学校廃止)
- ・ 事務引継 本郷工業高等学校が廃校になったため、同じ校地に新設された総合技術高等学校が、債権管理等の事務を引き継いでいる。

・生徒の状況

課 程	全 日 制											
	電子機械科				情報技術科				環境設備科			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員(人)	40	40	-	80	40	40	-	80	40	40	-	80
生徒数(人)	40	39	-	79	41	38	-	79	39	39	-	78
充足率(%)	100.0	97.5	-	98.8	102.5	95.0	-	98.8	97.5	97.5	-	97.5
退学者(人)	1				1				1			
休学者(人)	0				0				0			

課 程	全 日 制											
	現代ビジネス科				人間福祉科				食デザイン科			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員(人)	40	40	-	80	40	40	-	80	40	40	-	80
生徒数(人)	40	40	-	80	41	38	-	79	40	39	-	79
充足率(%)	100.0	100.0	-	100.0	102.5	95.0	-	98.8	100.0	97.5	-	98.8
退学者(人)	0				0				1(1)			
休学者(人)	0				1				1			

課 程	全 日 制			
	計			
	1	2	3	計
総定員(人)	240	240	-	480
生徒数(人)	241	233	-	474
充足率(%)	100.4	97.1	-	98.8
退学者(人)	4(1)			
休学者(人)	2			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)
高等学校使用料(授業料)	2人 119,700円	2人 119,700円

(注) 本郷工業高等学校における授業料の未納分で、債権管理事務が総合技術高等学校に引き継がれたもの。

【意 見】

本郷工業高等学校から引き継いだ使用実績のない重要物品について、今後とも使用が見込まれないものは処分する必要がある。

(3) 付 記

学校の行事等を行う体育館3階のアリーナに全校生徒が移動する際、教室がある別棟の2階～4階から一旦一階まで降り、3階まで階段を上る必要がある。

廊下、階段等に一度に大勢の生徒が移動する際、危険を伴う可能性があることから、移動を分散し、安全性の向上を図る必要がある。

このため、ソフト・ハード両面から、学校として安全対策に十分取り組んでいただきたい。

13 財団法人 広島海員会館

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 船員及びその家族並びに海事関係者の福利厚生と文化向上を図り、広島港の発展と海運の振興に寄与する。
- ・住所 広島市南区宇品海岸三丁目11 - 49
- ・理事長 高山 茂
- ・設立 昭和49年3月30日
- ・役職員(平成18年11月1日現在)
 - 役員10人(うち常勤なし)
 - 職員8人(うち3人が嘱託職員, 4人が派遣職員)
- ・主な事業 船員及びその家族並びに海事関係者の宿泊, 休養に関する事業で「広島海員会館」を管理運営

イ 経営の状況

(単位:千円)

区 分	平成17年度
総収入 A	73,642
当期支出合計 B	38,044
次期繰越収支差額 C (A - B)	35,598
資産合計 D (E + F)	372,506
負債合計 E	91,725
正味財産 F	280,782
(うち, 基本金)	10,080
(うち, 当期正味財産増加額)	219

(注) 総収入は, 前期繰越収支差額と当期収入の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

基本金10,080,000円のうち, 5,000,000円(49.6%)を出捐(平成18年11月1日現在)

(所管室 空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 償却すべき固定資産のうち, 過年度において減価償却が行われていないものがあり, 資産価値が正しく算定されておらず, 法人の正味財産が適正に表示されていない状況となっている。減価償却が未処理の固定資産の整理を行い, 適正な財政状態を表した計算書類を作成するなど, 適切な決算処理に努められたい。

イ 委託契約において, 見積を徴することなく, 前年度に契約締結した業者と前年度と同額で契約を締結しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・平成18年度自家用電気工作物保安管理業務委託

ウ 平成18年度の複写機の賃貸借契約において, 機種選定理由が明確にされておらず, また, 複数業者から見積を徴することなく, 1業者からの見積のみで契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。

(3) 付 記

近年の施設の主な利用者は広島港の港湾整備関係者となっており, 2年後の整備事業の完了に伴う利用者の大幅な減少が懸念されている。また, 施設も築30年で, 設備等の老朽化対応が課題とされている。

経営環境が変化する中で、将来の利用動向や設備修繕の必要性等を検証し、今後の施設運営のあり方などについて、早期に検討していただきたい。

14 財団法人 広島県職員互助会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 広島県行政に携わる者の福祉の増進及び福利厚生に関する事業など
- ・住所 広島市中区基町10 - 52広島県庁内
- ・理事長 城納 一昭
- ・設立 昭和37年12月25日(法人取得 昭和56年4月1日)
- ・会員数 7,279人(平成18年4月1日現在)

イ 県の財政的援助等の状況

平成17年度財団法人広島県職員互助会事業補助金を交付(所管室 総務部総務管理局福利室)

- ・補助額 25,489,000円(総事業費 50,978,000円, 補助対象経費 50,978,000円)
- ・交付の目的 職員の相互救済及び福利増進
- ・補助対象経費 職員の健康増進及び元気回復に資する事業

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 財団法人 広島県警察職員互助会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 広島県の警察行政に携わる者の福利厚生推進に関する事業など
- ・住所 広島市中区基町9 - 42広島県警察本部内
- ・理事長 堀金 雅男
- ・設立 昭和37年7月1日(法人取得 昭和48年3月31日)
- ・会員数 5,703人(平成18年4月1日現在)

イ 県の財政的援助等の状況

平成17年度財団法人広島県警察職員互助会事業補助金を交付(所管課 警務部厚生課)

- ・補助額 33,501,000円(総事業費 51,196,911円, 補助対象経費 51,196,911円)
- ・交付の目的 職員の相互救済及び福利増進
- ・補助対象経費 財団法人広島県警察職員互助会寄附行為で定める事業に要する経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 学校法人 八正学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 幼稚園の運営
- ・住所 福山市西町三丁目26 - 6
- ・理事長 佐藤 忠彦

・設立 昭和42年3月22日

・学校の状況

(平成18年5月1日現在)

区 分	園児数	教員数	職員数
めばえ幼稚園	267人	17人	2人
西部めばえ幼稚園	120人	10人	0人
ハイロスハイマ幼稚園	47人	4人	1人
合 計	434人	31人	3人

(注) 教職員数は、非常勤を含んだ人数

イ 県の財政的援助等の状況

平成17年度広島県私立学校振興費補助金(経常費補助金)を交付

- ・補 助 額 87,559,000円(総事業費 233,009,852円, 補助対象経費 181,472,557円)
- ・交 付 の 目 的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補 助 対 象 経 費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費
- ・所 管 室 県民生活部総務管理局私学振興室

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。